

四日市市霊園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第108号

四日市市霊園条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市霊園条例施行規則（昭和46年四日市市規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用権の承継)</p> <p>第12条 条例第12条の規定により墓地の使用権を承継しようとする者(以下「承継者」という。)は、墓地使用権承継許可申請書(第9号様式)に<u>戸籍謄本等承継を証明する書類</u>、承継者の住民票の写し及び許可証を添えて市長に提出し、許可証の使用権承継の欄に記載を受けなければならない。</p>	<p>(使用権の承継)</p> <p>第12条 条例第12条の規定により墓地の使用権を承継しようとする者(以下「承継者」という。)は、墓地使用権承継許可申請書(第9号様式)に<u>被承継使用者との続柄を示す戸籍謄(抄)本</u>、承継者の住民票の写し及び許可証を添えて市長に提出し、許可証の使用権承継の欄に記載を受けなければならない。</p>

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

墓 地 使 用 許 可 申 請 書			
霊 園 名	霊 園		
位 置	号		
面 積	m ²		
使 用 料	円		
申 請 者	住所		
	氏名		電話

(氏名の記載に当たっては申請者の署名または記名押印とすること)

年 月 日

四日市市長 森 智 広

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第8条関係）

四日市市墓地使用料・管理料還付申請書

年 月 日

四日市市長

申請者（使用者）

住所

氏名

（氏名の記載に当たっては申請者の署名または記名押印とすること）

四日市市霊園条例第15条第1項の規定に基づき墓地区画を返還したので、既納の使用料及び前納した管理料の還付を次のとおり請求します。

霊園名称	墓地区画番号	使用許可年月日	許可番号	区画面積
霊園		年 月 日	第 号	m ²

返還届出年月日	※同左決定年月日	※還付申請受理年月日	※同左決定年月日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

既納墓地使用料	収納済年月日	還付率	還付額	適用
円	年 月 日	10・5割	円	2年以内・それ以上

前納管理料	還付年度数	還付額	前納年月日	返還後残年度数
	年度分	円	年 月 日	年度分

第6号様式を次のように改める。

第 6 号様式 (第 10 条関係)

墓地内工事着工届出書			
霊園名	霊園		
位置	第	区	号
面積	平方 米		
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
届出者	住所		
	氏名		

※ 添付書類・・・設計図 (平面、立面)

年 月 日

四日市市長

第 8 号様式から第 1 1 号様式までを次のように改める。

第 8 号様式 (第 10 条関係)

年 月 日

四日市市長

墓地内工事完成届			
霊園名	霊 園		
墓地位置	第 区 一 号		
同面積	平 方 米		
同使用許可日	年 月 日	許可番号	第 号
完成日	年 月 日		
墓 地 使用者	住所		
	氏名		TEL
		工事業者	

年 月 日

四日市市長

申請者 住所

氏名

（氏名の記載に当たっては申請者の署名または記名押印とすること）

電話番号

墓地使用権承継許可申請書

四日市市霊園条例第 1 2 条に基づき、下記のとおり墓地の使用権を承継したいので申請いたします。

記

1. 承継申請墓地

霊園名	種別	番号	被承継墓地使用者（墓地台帳記載者）
霊園	（新・旧） 等	号	住所 氏名
霊園	（新・旧） 等	号	住所 氏名

（生前承継の場合、上記自筆及び印鑑登録印捺印）

2. 申請者の被承継墓地使用者との続柄

3. 承継の理由

代理人選任（変更）届出書

年 月 日

四日市市長

届出者（使用者）

住所

氏名

電話

次のとおり代理人を選任（変更）しましたので届け出ます。

墓地区画番号・面積		霊園 一 号 m ²
代理人 <input type="checkbox"/> 選任 <input type="checkbox"/> 変更	本籍	
	住所	〒 電話
	氏名	
変更前	住所	
	氏名	

※代理人の住民票（本人）の写し及び使用許可証を提出すること。

承 諾 書

私は、四日市市霊園条例施行規則第 13 条の規定に基づき、使用者の代理人となることを承諾します。

代理人（変更のときは変更後の代理人）

住所

氏名

年 月 日

四日市市長

申請者（使用者）

住 所

氏 名

電話番号

墓地使用許可証再交付申請書

下記の墓地使用許可証を紛失いたしましたので、同証を再交付いただきたく、申請いたします。なお、紛失いたしました許可証が万一見つかりました場合は、同許可証をお返しいたします。

記

使用墓地所在霊園	霊園
使用墓地区画位置	号
使用許可年月日	年 月 日
使用許可番号	第 号

第13号様式を次のように改める。

第 13 号様式 (第 16 条関係)

墓 地 返 還 届 出 書				
霊 園 名	市 営 霊 園			
位 置	— 号			
面 積	m ²			
許 可 証	年 月 日 第 号			
被使用 許可者	住 所			
	氏 名			
届出者	住 所		TEL	
	氏 名	(氏名の記載に当たっては届出者の署名または記名押印とすること)		続柄
		工事業者		

年 月 日

四日市市長

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市霊園条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる墓地の使用権の承継の申請から適用し、同日前に行われた墓地の使用権の承継の申請については、なお従前の例による。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)

- 3 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則（令和 3 年四日市市規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第 2 条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市斎場条例施行規則 (昭和 4 5 年四日市市規則第 2 7 号)	(略)	
四日市市内部・八王子線鉄道 施設条例施行規則（平成 2 7 年四日市市規則第 2 1 号）	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第 2 条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		

規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市斎場条例施行規則 (昭和45年四日市市規則第27号)	(略)	
<u>四日市市霊園条例施行規則</u> <u>(昭和46年四日市市規則第1号)</u>	<u>第2号様式、第4号様式、第6号様式、第8号様式、第9号様式(申請者欄に限る。)、第10号様式、第11号様式及び第13号様式</u>	<u>第2号様式、第4号様式、第9号様式及び第13号様式については、署名をした場合に限る。</u>
四日市市内部・八王子線鉄道施設条例施行規則(平成27年四日市市規則第21号)	(略)	
(略)		

(環境部生活環境課)